

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 上下水道局

ページ

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（2 件）【上
下水道局下水道部下水道保全課】

2

北九州市上下水道局告示第 37 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 23 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 7 年 7 月 31 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域		
北九州市小倉南区上石田三丁目の一部		
〃	〃	朽網東六丁目の一部
〃	〃	下曾根四丁目の一部
〃	〃	上吉田一丁目の一部
〃	〃	蒲生一丁目の一部
〃	〃	長行西一丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉南区上石田三丁目地内、朽網東六丁目地内、 下曾根四丁目地内、上吉田一丁目地内、蒲生一丁目地内及 び長行西一丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町 96 番地の 3

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目 10 番 1 号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第 38 号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 23 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 7 年 7 月 31 日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域		
北九州市八幡西区上香月三丁目の一部		
〃	〃	藤原一丁目の一部
〃	〃	木屋瀬一丁目の一部
〃	〃	野面二丁目の一部
〃	〃	御開三丁目の一部
〃	〃	大字笹田の一部
〃	〃	木屋瀬東一丁目の一部
〃	〃	上上津役四丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市八幡西区上香月三丁目地内、藤原一丁目地内、木屋瀬一丁目地内、野面二丁目地内、御開三丁目地内、大字笹田地内、木屋瀬東一丁目地内及び上上津役四丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町 1 番 1 号

北九州市皇后崎浄化センター